

○議長（小林哲雄）

日程第１８ 発議第２号 開成町議会会議規則の一部を改正する規則を制定することについて、を議題といたします。趣旨説明を提案議員に求めます。

高橋久志議員、どうぞ。

○２番（高橋久志）

発議第２号の件でございます。発議案を朗読しながら説明させていただきます。

発議第２号 開成町議会会議規則の一部を改正する規則を制定することについて。

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第１１２条及び開成町議会会議規則第１３条の規定により提出します。

平成２７年３月３日提出、提出者、開成町議会議員、高橋久志、賛成者、同じく、下山千津子、賛成者、同じく、鈴木庄市、賛成者、同じく、菊川敬人。

提案理由、開成町議会の会期等に関する条例を制定したことに伴い、開成町議会会議規則（平成８年開成町議会規則第１号）の関係規定を整理したが、精査したところ、さらに整理すべき規定が判明したため、別紙のとおり開成町議会会議規則の一部を改正する規則の制定を提案いたします。

それでは、おめくりください。条例の内容を説明します。

開成町議会規則第 号 開成町議会会議規則の一部を改正する議会規則。

開成町議会会議規則(平成８年開成町議会規則第１号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前の、第９６条第３項、「閉会中に副議長の辞職を許可した場合は、議長は、その旨を次の議会に報告しなければならない。」を改正後では削ります。あわせて改正前、第９７条第２項中、「及び第３項」を改正後では削ります。これは通年の会期制のもとでは、閉会中は議会の任期が終了してから、町長による議会招集が行われるまでの間以外にはなくなります。その間は、まだ副議長はおりません。したがって、副議長の辞職は、常に第２項の規定により処理され、第３項の規定は不要となることから改正するものです。

附則、この規則は、平成２７年４月１日から施行する。なお、提案理由でも述べましたが、通年会期制移行という、開成町議会会議規則の改正は、昨年の１２月会議で審議をして可決をいただきましたが、その際の検討が十分でなかったことを、この場をお借りして、おわびを申し上げます。

説明は以上です。よろしくご審議くださるよう、お願いいたします。

○議長（小林哲雄）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。よろしいですか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

（「なし」という者多数）

○議長（小林哲雄）

討論がないようですので、採決を行います。

発議第２号 開成町議会会議規則の一部を改正する規則を制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（小林哲雄）

お座りください。起立全員によって、可決いたしました。